

平成26年度京都市保健所運営方針（重点方針）に基づく主な取組状況について

1 地域や関係団体、ボランティアの皆様等との協働の下、「京都市民健康づくりプラン（第2次）」を推進し、市民一人ひとりのかけがえのない「いのち」と「健康」を守る施策の充実に努めるとともに、自主的な健康づくりに向けた市民の意識・行動変容を図り、いきいきと健やかな「笑顔・健康都市」を目指します。

- がん検診の受診率の向上に向け、未受診者の掘り起しと継続的な受診行動の定着化を図るため、受診勧奨リーフレット「がん検診受診のご案内」の全戸配布を行ったほか、過去5年間にがん検診無料クーポン券を使用しなかった対象年齢者に対し、再度無料クーポン券の配布により受診勧奨を行っています。
- 地域において健康づくりの担い手として活動するボランティア「健康づくりサポーター」、「高齢者筋トレボランティア」の養成及び活動支援に取り組んでいるほか、平成25年度に開発したメタボリックシンドローム予防のための運動プログラム「京ロコステップ+10」について、高齢者筋力トレーニング教室の参加者の協力を得て、プログラムの評価を行っています。
- 市民の健康課題を踏まえて府市協調による現行の「食情報提供事業」を見直し、「野菜たっぷり」、「塩分控えめ」メニューの提供や食物アレルギーの表示に取り組む飲食店を「食の健康づくり応援店」として登録、情報発信する事業の実施に向けて、京都府と連携して取り組んでいます。
- 「第6期長寿すこやかプラン」（計画年度：平成27年度～29年度）の策定において、「健康寿命の延伸」を一つのキーワードとした「歩くまち」や「スポーツ振興」、「エコライフ」、「ワークライフバランス」の推進等、様々な関連施策との融合による取組の一層の強化に向けて検討を進めています。

2 東日本大震災から得られた教訓や、昨年台風18号による災害対策を踏まえ、関係団体等との意見交換を行いながら、大規模災害発生時の対応力の強化に取り組めます。

- 災害時の医療救護活動、保健活動、衛生防疫活動等について、発災時から一定期間後までの時間軸を取り入れた手順を示す「防災対策マニュアル」の策定に向け、保健所内に「プロジェクトチーム」を設置し、現在、保健部会と衛生部会の下で具体的な検討を進めています。
- 大規模災害発生時において身近に家族等の支援者がいない妊産婦等を受け入れる「妊産婦福祉避難所」について、事前指定に係る協定締結に向けた関係団体との協議を進めるとともに、「妊産婦福祉避難所」の運営に係るガイドラインの策定等に取り組んでいます。
- 原子力災害の発生時に、主としてUPZ圏内（原子力発電所から32.5キロ以内）からの避難住民等に配布する安定ヨウ素剤について、「京都市防災会議専門委員会原子力部会」における審議を経て、保管場所や服用対象者、服用手順を示す「予防服用実施要領」を定めました。
- 平成26年8月16日に発生した福知山市の集中豪雨によって被害を受けられた福知山市民に対する健康調査を実施するため、8月26日から9月5日までの間、本市の保健師職員2名を毎日交代で派遣し、延べ646件（不在家庭を含む。）の家庭訪問を行いました。

3 保健センター等との緊密な連携体制の下、食中毒や新たな感染症等の健康危機事案の発生に係る対応力を強化します。

- 平成26年5月初旬に発生した市内の大規模弁当調整所による食中毒事案の発生を受けて、1日300食以上の弁当を製造する事業所に対して、保健センターによる緊急の立入調査を実施し、食中毒予防に係る注意喚起を行いました。

○ 飲食店や食品工場等の衛生管理基準について、食中毒発生時等の速やかな原因究明、再発防止に資する「危害分析・重要管理点方式（HACCP）」を用いる場合の基準を新たに設けるとともに、食品等事業者が健康被害の情報を探知した場合の速やかな保健所への報告を義務付けるため、平成27年2月市会での「食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」の改正に向けて、市民意見の募集等の取組を進めています。

○ 院内感染及び医療事故等発生時における各保健センターと本庁保健所の対応を明確にし、共通認識の下で迅速かつ適切に危機管理に当たることができるよう、保健所内に設置した検討委員会での検討を踏まえ、平成26年11月に「院内感染、医療事故等発生時における京都市医療安全対応マニュアル」を策定しました。

○ 西アフリカでのエボラ出血熱の流行を踏まえて、万一の市内における患者発生に備えるため、平成26年10月に「保健所感染症対策本部」を設置して情報収集及び今後の対策に係る検討を進め、「京都市エボラ出血熱対策マニュアル」を策定しました。

また、防護服等の医療資材を緊急調達し、保健センター職員も含めた防護服の着脱訓練を行うとともに、平成26年11月に、京都府及び京都府立医科大学附属病院等の関係機関との連携の下で、疑似症患者発生時の移送や検体搬送に係る実地訓練を実施しました。

4 各分野において予定されている制度改正について、円滑な実施や、市民への的確な周知に努めます。

○ 平成26年10月から、新たに「水痘」及び「高齢者肺炎球菌」の予防接種が定期の予防接種に位置付けられたことから、市民しんぶん等により制度周知に努め、円滑な接種に取り組んでいます。

特に、「高齢者肺炎球菌」予防接種については、5年間の経過措置により、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（平成26年度のみ101歳以上の方を含む。）の高齢者が接種対象者とされたことから、これらの年齢に該当する方に対して個別周知を実施し、きめ細かく案内を行っています。

- 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、平成27年1月から、指定難病及び小児慢性特定疾患に係る医療費助成の対象疾患が拡大されたことから、継続申請の方への個別周知や、市民しんぶん及び本市ホームページ等を通じた市民周知に努めています。

また、今般の法律においては難病患者や小児慢性特定疾患児童に対する自立支援や生活支援のための事業についても新たに規定されたことを踏まえ、難病相談支援センターを設置する京都府や関係団体等との協議を進めています。

- 平成27年4月から、高度管理医療機器販売業・賃貸業の許可権限及び病院の開設等許可権限について、それぞれ京都府から本市に権限移譲されるため、許可事業者情報の引き継ぎなど、京都府及び関係団体等との協議を進めています。

- こども・子育て支援法の施行及び改正介護保険法の施行を踏まえた本市の計画（「京都市未来はぐくみプラン（仮称）」及び「第6期長寿すこやかプラン」）の平成26年度中の策定に向け、広く市民意見の募集を行うとともに、それぞれの担当部署と連携して取り組み、保健・医療・福祉の連携強化を図っています。

その他、平成26年度京都市保健所運営方針に掲げる主要施策の取組状況については、平成27年度第2回の保健所運営協議会において評価いただく予定です。